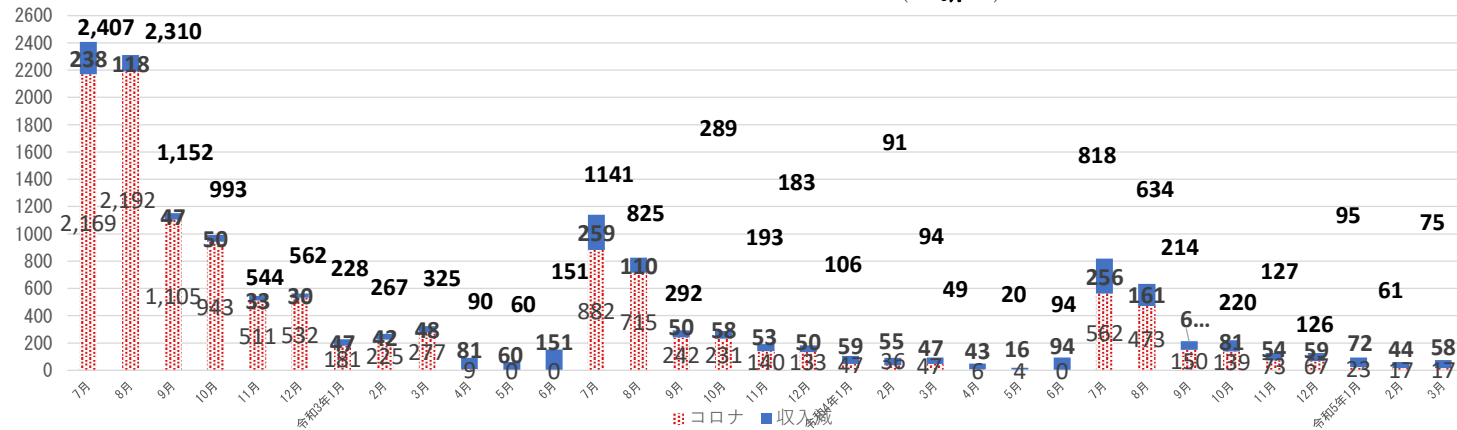


収入減少等による介護保険料の減免申請件数

収入減	申請	累計	3,098	月計	58	(前月比 14件)
コロナ			12,131		17	(前月比 0件)
(3月)						



<月毎の件数>

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和5年	収入減	72	44	58									
	コロナ	23	17	17									
	計	95	61	75									
令和4年	収入減	59	55	47	43	16	94	256	161	64	81	54	59
	コロナ	47	36	47	6	4	0	562	473	150	139	73	67
	計	106	91	94	49	20	94	818	634	214	220	127	126
前年同月比		90%	67%	80%									
令和3年	収入減	47	42	48	81	60	151	259	110	50	58	53	50
	コロナ	181	225	277	9	0	0	882	715	242	231	140	133
	計	228	267	325	90	60	151	1141	825	292	289	193	183
令和2年	収入減	61	55	53	89	48	162	238	118	47	50	33	30
	コロナ	7月17日から申請受付を開始							2,169	2,192	1,105	943	511
	計	61	55	53	89	48	162	2,407	2,310	1,152	993	544	562
平成31年	収入減	76	53	41	87	21	170	279	89	69	72	65	60
平成30年	収入減	79	41	41	84	51	240	309	96	66	74	58	55
平成29年	収入減	49	56	38	99	40	190	260	79	65	75	50	56

1月～3月	1～12月計
174	
57	
231	
161	989
130	1,604
291	2,593
79%	
137	1,009
683	3,035
820	4,044
169	984
0	7,452
169	8,436
170	1,082
161	1,194
143	1,057

<収入減少等による京都市介護保険料条例減免の対象者>

- 収入減: 主たる生計維持者の死亡、長期入院、事業の休廃止・失業等により、直近3か月の収入等から推計した見込所得額が、前年の所得額の2分の1以下となり、現在の保険料段階区分より下がる者
- コロナ: 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年に比べて30%以上減少している者等
(令和3年度に引き続き、令和4年度もコロナ減免を実施。令和4年度の減免は令和4年7月15日から受付開始。)

・令和2年度(令和3年3月31日受付終了)・・・令和2年度分、平成31年度(令和2年2月、3月)分保険料が対象
 ・令和3年度(令和4年3月31日受付終了)・・・令和3年度分、令和3年度に賦課された令和2年度分保険料等が対象
 ・令和4年度(令和4年7月15日から受付開始)・・・令和4年度分、令和4年度に賦課された令和3年度分保険料等が対象

※上記2種類の条例減免について、被保険者にとって、より有利な減免額を適用する。
 また、複数年度に減免が適用される場合は、年度ごとに件数を計上(令和4年度分、令和3年度分の両年度に申請があった場合は2件と集計)。